

宮崎・都城 経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇土木事務所 発注に係る下記工事については、宮崎・都城 経常建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

出資比率の下限

2者JV → 30%

3者JV → 20%

1 工事の名称 県道〇〇線道路改良工事

2 出資の割合

商号又は名称 60 %

商号又は名称 40 %

商号又は名称 %

宮崎建設株式会社 外 1 社は、上記のとおり、出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書 2 通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自所持するものとする。

平成 22 年 9 月 21 日

商号又は名称 宮崎建設株式会社
代 表 者 代表取締役 宮崎 太郎

印

商号又は名称 有限会社都城工業
代 表 者 代表取締役 城山 都

印

商号又は名称

印

8条協定書は、工事の発注の都度、工事内容を考慮して決定するものであり、入札参加資格審査時は提出の必要はありません。

